

## エコマーク商品類型 No.139「建築製品（設備）Version1.5」認定基準書

## 分類 A-1 ～ガス漏れ警報器～

(財) 日本環境協会  
エコマーク事務局

## 1. 認定基準制定の目的

本商品類型は、1995年1月1日制定のエコマーク商品類型 No.62「省電力型のガス漏れ警報器」を見直し、製品ライフサイクルの概念の導入に伴う環境配慮の総合的評価を行い、あらためて認定基準として制定したものである。

ガス漏れ警報器は、ガス漏れ事故の防止を図るものとして普及し、24時間作動している機器である。1台あたりの消費電力は極めて小さいものであるが、主に省エネルギーの観点から、プロパンガスおよび都市ガス用のガス漏れ警報器について採り上げ、使用時の消費エネルギー量の削減などの環境負荷低減を図る。

## 2. 適用範囲

- 液化石油ガス（LP ガス）用のガス漏れ警報器であって、一般の家庭に設置される電気式の警報器。ただし、分離型警報器および集中監視型警報器を除く。
- 都市ガス用のガス漏れ警報器であって、一般の家庭に設置される電気式の警報器。ただし、分離型警報器および集中監視型警報器を除く。

## 3. 用語の定義

|           |                                                                                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ガス漏れ警報器   | 漏れたガスを検知した際にランプと音声で異常を知らせるもので、家庭で使用している都市ガス用は空気より比重が軽いため天井に近いところへ、LP ガス用は比重が重いため床に近い壁などに設置するもの。火災による熱やガス器具の不完全燃焼によって生じる一酸化炭素も併せて感知する型もある。 |
| 処方構成成分    | 製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。                                                                                |
| 不完全燃焼ガス検知 | 不完全燃焼によって発生する排ガス中の一酸化炭素（CO）または一酸化炭素（CO）と水素（H <sub>2</sub> ）を検知して警報を発するもの。                                                                 |

## 4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

なお、商品類型 No.62「省電力型のガス漏れ警報器」の認定商品であって、本認定基準で再審査を受ける場合には、該当する基準項目のうち 4-2.(5)の証明方法は、

付属証明書に必要事項ならびに既認定商品と変更が無い旨を宣言することで証明に代えることができる。

#### 4-1.環境に関する基準と証明方法

- (1) 警報器の消費電力は、通常時（監視時）にあつては、1.0W以下であること。ただし、不完全燃焼ガス検知および火災検知機能を有する、2センサタイプまたは3センサタイプの製品は、通常時(監視時)の消費電力が1.6W以下であること。

##### 【証明方法】

申込者は、通常時（監視時）の消費電力が1.0W以下(2センサタイプまたは3センサタイプの製品は1.6W以下)であることを示す証明書（消防検定用書類の該当箇所など）を提出すること。

- (2) 製品の発泡樹脂は、別表1に定める特定フロン(CFC5種)、その他のCFC、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン(HCFC、HFC)を使用しないこと。

##### 【証明方法】

申込者は、付属証明書へ本項目への適合状況を記入すること。

- (3) 製品は、水銀、カドミウム、六価クロム、およびそれらの化合物、ポリ臭素化ビフェニル(PBB)、ポリ臭素化ジフェニルエーテル(PBDE)、塩素化パラフィン（鎖状炭素数が10～13で含有塩素濃度が50%以上）を処方構成成分として添加していないこと。ただし、EUの「電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令(RoHS)」2002/95/ECにおける付属書「第4条(1)の要求事項から除外される鉛、水銀、カドミウムおよび六価クロムの用途」、および「特定の危険物質を含有する電池および蓄電池に関する指令」91/157/EECに準じ、当該物質の含有を認めるものとする。

##### 【証明方法】

申込者は、該当物質の添加の有無を示す証明書を提出すること。

- (4) 抗菌剤については可能な限り使用のないこと。使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会のSIAAマーク、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会の抗菌性能基準使用登録制度等の認証を受けていること。

##### 【証明方法】

申込者は、付属証明書へ本項目への適合状況を記入すること。難抗菌剤を使用している場合には、認証書の写しを提出すること。

- (5) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

**【証明方法】**

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書（環境法規等の名称一覧の記載または添付）を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)
  - 1)工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
  - 2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
  - 3)記録文書の保管について定めたもの
  - 4)再発防止策(今後の予防策)
  - 5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

#### 4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (6) 液化石油ガス（LPガス）用ガス漏れ警報器は、「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」に基づく基準検査に適合していること。

都市ガス用ガス漏れ警報器は、財団法人日本ガス機器検査協会による検査に合格していること。

不完全燃焼検知機能を組み込んだ製品は、不完全燃焼検知機能部が財団法人高圧ガス保安協会または財団法人日本ガス機器検査協会による検査に適合していること。  
火災警報機能を組み込んだ製品は、火災警報機能部が日本消防検定協会による型式省令等に基づく検査に適合していること。

**【証明方法】**

液化石油ガス（LPガス）用ガス漏れ警報器は、「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」に適合していることの証明書を提出すること。

都市ガス用ガス漏れ警報器は、財団法人日本ガス機器検査協会による検査に合格していることの証明書（検査結果書など）を提出すること。

不完全燃焼検知機能を組み込んだ製品は、財団法人高圧ガス保安協会または財団法人日本ガス機器検査協会による検査に適合していることの証明書（検査結果書など）を提出すること。

火災警報機能を組み込んだ製品は、型式省令等に基づく検査に適合していることの証明書（検査結果書など）を提出すること。

## 5. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分は、液化石油ガス（LPガス）用ガス漏れ警報器と都市ガス用ガス漏れ警報器を別申込とし、且つ機種毎またはシリーズ機毎とする。ただし、シリーズ機毎の場合、同一申込としてよいが、シリーズ内の各機器がそれぞれの基準を満たしていること。
- (2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



（表示方法に関する注記）

- \* ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- \* 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。  
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「[www.ecomark.jp](http://www.ecomark.jp)」、「Eco Mark Certificate」
- \* 環境省「環境表示ガイドライン」(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- \* その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。  
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

---

|               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| 2007年 5月 5日   | 制定 (Version1.0)                   |
| 2008年 8月 21日  | 改定 (4-1.(4)Version1.2)            |
| 2010年 3月 15日  | 有効期限延長                            |
| 2011年 3月 1日   | 改定 (5.(2)Version1.3)              |
| 2012年 4月 1日   | 改定 (4-1.(2)別表 Version1.4)         |
| 2012年 6月 15日  | 改定 (4-1.(4)追加、5.(3)削除 Version1.5) |
| 2016年 3月 15日  | 有効期限延長                            |
| 2019年 4月 1日   | 改定 (マーク表示について)                    |
| 2022年 12月 31日 | 有効期限                              |

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表1 発泡樹脂の製造時に禁止するフロン類

|                  |                   |                                |                  |           |
|------------------|-------------------|--------------------------------|------------------|-----------|
| 特定フロン<br>(CFC5種) | トリクロロフルオロメタン      | 代替フロン<br>(HCFC)                | クロロフルオロエタン       |           |
|                  | ジクロロジフルオロメタン      |                                | ヘキサクロロフルオロプロパン   |           |
|                  | トリクロロトリフルオロエタン    |                                | ペンタクロロジフルオロプロパン  |           |
|                  | ジクロロテトラフルオロエタン    |                                | テトラクロロトリフルオロプロパン |           |
|                  | クロロペンタフルオロエタン     |                                | トリクロロテトラフルオロプロパン |           |
| その他の<br>CFC      | クロロトリフルオロメタン      |                                | ジクロロペンタフルオロプロパン  |           |
|                  | ペンタクロロフルオロエタン     |                                | クロロヘキサフルオロプロパン   |           |
|                  | テトラクロロジフルオロエタン    |                                | ペンタクロロフルオロプロパン   |           |
|                  | ヘプタクロロフルオロプロパン    |                                | テトラクロロジフルオロプロパン  |           |
|                  | ヘキサクロロジフルオロプロパン   |                                | トリクロロトリフルオロプロパン  |           |
|                  | ペンタクロロトリフルオロプロパン  |                                | ジクロロテトラフルオロプロパン  |           |
|                  | テトラクロロテトラフルオロプロパン |                                | クロロペンタフルオロプロパン   |           |
|                  | トリクロロペンタフルオロプロパン  |                                | テトラクロロフルオロプロパン   |           |
|                  | ジクロロヘキサフルオロプロパン   |                                | ジクロロフルオロプロパン     |           |
|                  | クロロヘプタフルオロプロパン    |                                | クロロジフルオロプロパン     |           |
|                  | 四塩化炭素             |                                | クロロフルオロプロパン      |           |
| 代替フロン<br>(HCFC)  | 1,1,1-トリクロロエタン    |                                | 代替フロン<br>(HFC)   | トリフルオロメタン |
|                  | ジクロロフルオロメタン       |                                |                  | ジフルオロメタン  |
|                  | クロロジフルオロメタン       |                                |                  | フルオロメタン   |
|                  | クロロフルオロメタン        | 1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン           |                  |           |
|                  | テトラクロロフルオロエタン     | 1,1,2,2-テトラフルオロエタン             |                  |           |
|                  | トリクロロジフルオロエタン     | 1,1,1,2-テトラフルオロエタン             |                  |           |
|                  | ジクロロトリフルオロエタン     | 1,1,2-トリフルオロエタン                |                  |           |
|                  | クロロテトラフルオロエタン     | 1,1,1-トリフルオロエタン                |                  |           |
|                  | トリクロロフルオロエタン      | 1,1-ジフルオロエタン                   |                  |           |
|                  | ジクロロジフルオロエタン      | 1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン      |                  |           |
|                  | クロロトリフルオロエタン      | 1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン        |                  |           |
|                  | ジクロロフルオロエタン       | 1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン          |                  |           |
|                  | クロロジフルオロエタン       | 1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン |                  |           |

以上